

# 認定先端設備等導入に係る固定資産税の特例

「中小企業等経営強化法」に基づき、吉川市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した資産で次の要件を満たしたものは、地方税法附則第15条第45項の規定により課税標準の特例が適用されます。

## 1 対象となる事業者

- ① 資本金又は出資の総額が1億円以下の法人
- ② 「大企業の子会社」に該当しない法人

※「大企業」とは資本金又は出資の額が1億円を超える法人、資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が1,000人超の法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

※「大企業の子会社」とは、同一の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上、又は複数の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上を所有されている法人をいいます。

- ③ 資本金又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、又は個人事業主

## 2 対象となる資産

以下の要件を満たすものが対象となります。

- ・要件①：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資目的を達成するために必要不可欠な設備
- ・要件②：生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- ・要件③：中古資産でないこと
- ・要件④：下表に該当すること

資産の種類	機械及び装置	工具(測定・検査)	器具及び備品	建物附属設備(償却資産のみ)
取得価格 (1台1基あたり)	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
取得期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで			

※ ファイナンス・リースは対象となりますが、オペレーティング・リースは対象外です。

## 3 課税標準の特例(対象資産を取得した翌年度から下表のとおり課税標準の特例が適用されます)

賃上げの表明	設備の取得時期	減免期間	特例率
無	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2に軽減
有	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3に軽減
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3に軽減

## 4 課税標準の特例を適用するための必要書類・手続

償却資産申告書に特例適用の旨を記載し、以下の書類を添えて提出してください。

- [1] 先端設備導入計画申請書及び認定書の写し
- [2] 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- [3] 賃上げの表明の場合は、従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

※制度の詳細な概要やQ&Aについては中小企業庁ホームページに記載されています。